

阿南市移住支援団体登録および地域おこし協力隊受入団体登録制度ならびに阿南市公民連携移住支援事業補助金交付申請の受付を開始します

① 阿南市移住支援団体登録制度

移住促進および関係人口の創出等に取り組む団体を「移住支援団体」として登録し、地域の活性化につなげることを目的とします。

対象

市内のNPO法人、ボランティア団体、各種協議会および商工会議所等で、10人以上で構成し、かつ1年以上活動実績がある団体

登録要件

阿南市と連携し、次に掲げる活動に取り組むこと

- (1) 移住・定住促進に関する活動
- (2) 空き家の利活用に関する活動
- (3) 関係人口の創出・拡大・深化に関する活動
- (4) 市が主催する研修会等への参加
- (5) その他市長が必要と認める活動

② 阿南市公民連携移住支援事業補助金

「阿南市移住支援団体登録制度」に登録された団体が行う移住促進および関係人口の創出・拡大・深化に関する事業に対し費用の一部を補助します。

補助金額 上限100万円（補助率3分の2）

③ 阿南市地域おこし協力隊受入団体登録制度

対象

「阿南市移住支援団体登録制度」に登録された移住支援団体で、地域おこし協力隊の受け入れを希望し、阿南市と協働して持続可能な地域づくりに取り組む団体

登録要件

- (1) 隊員が退任後において市内に定住するまでのスキームが明確に示されていること
- (2) 阿南市総合計画（咲かせよう夢・未来計画2028）の基本政策に掲げるKPIの達成に向けた活動を計画し、既に実施していること
- (3) 隊員の活動管理体制および活動をサポートする体制を構築していること
- (4) 阿南市との連携協力体制が整っていること
- (5) その他市長が必要と認める活動に取り組むこと

申請締切日 6月16日(金)

※令和6年度に地域おこし協力隊の配置を希望する団体は5月19日(金)までに「移住支援団体」登録を完了し、次の説明会に必ずご出席の上、「地域おこし協力隊受入団体」の登録および配置申請を行ってください。

④ 公民連携移住支援事業補助金ならびに地域おこし協力隊受入団体登録および配置申請についての説明会

登録済みの移住支援団体向けに、上記②～③についての説明会を実施します。

日時 5月23日(火) 14:00～ **場所** 市役所2階 202会議室

申込方法 参加を希望する移住支援団体は、ふるさと未来課にお申し込みください。

申込締切日 5月19日(金)

申し込み・問い合わせ ふるさと未来課 ☎22-7404

自主防災組織を支援します

自主防災組織設立支援

住民同士が救出・救援、初期消火等を行う自主防災組織を設立した場合、次の防災備品を支給します。組織設立の手続きなど、お気軽にご相談ください。

- ・ヘルメット（1世帯に1個）
- ・電気メガホン（およそ30世帯に1個）
- ・信号灯（およそ30世帯に2本）

自主防災組織の活動補助

住民参加による自主防災活動を推進し、地域の自発的な自主防災組織の活動を円滑に行うため、自主防災組織が実施する防災活動、防災訓練、防災研修等に要する事業経費に対して、加入世帯に応じた額を限度に補助金を交付します。

加入世帯数	補助額
100世帯未満	5,000円
100以上300世帯未満	10,000円
300以上500世帯未満	15,000円
500以上1,000世帯未満	20,000円
1,000世帯以上	50,000円

避難路・避難場所整備に係る原材料等支給

地震・津波等災害時の避難路または避難場所を自主防災組織等がその労力で整備する場合において、当該工事に要する原材料および一般建設機械等の借上げ料（オペレーター料、燃料代を除く）を支給します。

問い合わせ 危機管理課 ☎22-9191

チャレンジ都市阿南創造事業補助金

本市では、SDGsの実現およびESG経営に関係する新たな商品・サービスの開発等、先導的なビジネス展開により新規創業および事業再構築を計画されている起業家や事業者を対象に、その創業等にかかる経費の一部を選考の上、補助します。

対象者 令和5年4月1日から令和6年2月29日までの間に市内において新規創業または事業再構築を行う個人または法人

個人 市内に住所を有する者（事業開始日までに阿南市内に転入する者を含む）

法人 市内に本店または主たる事務所を有する法人

対象事業…次の要件をすべて満たす必要あり

- ・SDGsの実現およびESG経営に関する事業
- ・地域社会および地域経済の活性化につながる事業
- ・事業計画に妥当性があり、事業の継続性と将来的な成長性が期待できる事業

・補助金の対象となる経費の総額が100万円以上の事業

補助金額および採択予定件数

補助対象経費の3分の1以内、上限額は100万円

採択予定件数 新規創業、事業再構築併せて10件

補助金の対象期間

交付決定日（7月下旬を予定）～令和6年2月29日

選考 有識者による検討委員会により委員の意見を聴取し、採択・不採択を決定

選考基準

- ・事業内容（事業実施体制、コンセプト、収益性、継続性、資金調達ほか）
- ・地域課題の解決および地域経済の活性化につながる事業であるか
- ・事業内容とSDGsおよびESG経営との整合性、適合性、貢献性

申請書類 市ホームページからダウンロードしていただくか、ふるさと未来課窓口でお渡しします。

受付期間 5月1日(月)～6月16日(金) 17:00（必着）

※詳しくは、市ホームページをご覧ください。

問い合わせ ふるさと未来課 ☎22-7404

あなんでスマートホーム事業

居住誘導区域内において、一定の省エネ性能を有する住宅を新築・取得する方に対して、補助を行います。

対象者

次の条件をすべて満たす者

- ①居住誘導区域内に住宅を新築・取得する世帯で、申請時において、49歳以下の者
- ②一定の省エネ性能を有する住宅を新築・取得する者
- ③対象住宅に住所を有し、5年以上居住する意思がある者

補助額	基本額	50万円
	子育て加算	20万円
	移住加算	20万円

予定件数 10件程度（先着順）

※詳しくは、市ホームページをご覧ください。
<https://www.city.anan.tokushima.jp/docs/2023033000067/>



問い合わせ 住宅課 ☎22-3431

危険な空き家の除却を支援します

現在使用されておらず、今後も使用される見込みのない住宅（木造または鉄骨造）の解体・除却費の一部（上限50万円）を補助します。

事前調査の申し込み

補助金交付の申請を希望される方は、事前調査の申し込みをしてください。

住宅の不良度等を現地で確認し、危険性の高い順に採択し、本申請をしていただきます。

事前調査の申込期間

5月1日(月)～31日(水) ※土、日、祝日を除く

本申請予定戸数 10戸程度

※要件等がありますので、詳しくは、市ホームページをご覧ください。お問い合わせください。

危険なブロック塀等の撤去を支援します

避難路沿道等に面した危険性の高いブロック塀等の撤去に係る経費の一部（上限64,000円）を補助します。

予定件数等

予定件数は5件で、受付は先着順とし、予定件数に達し次第終了します。

※要件等がありますので、詳しくは市ホームページをご覧ください。お問い合わせください。

問い合わせ 住宅課 ☎22-3431

会計年度任用職員 (ごみ収集作業) の募集

令和5年6月採用予定の会計年度任用職員（ごみ収集作業）を募集します。

応募資格 平成17年6月1日以前に生まれた方

給与 月額9,210円 通勤手当（規定あり）

勤務時間 原則として月曜日～金曜日の7:30～16:00
（休憩60分）

勤務先 環境管理事務所またはエコパーク阿南

採用予定人員 4人程度

申込方法 履歴書（市販のものに自筆、写真貼付）を生活環境課へ提出してください。募集案内は、申込期間中に生活環境課で配布します。

申込期間 5月8日(月)～15日(月)の8:00～16:00
（土、日曜日は除く）

試験内容 面接、体力テスト

試験日 5月19日(金)

試験場所 環境管理事務所

※記載された個人情報等は目的以外に使用しません。

問い合わせ 生活環境課 ☎22-0001

農用区域の変更申請 (除外・編入) はお早めに

本市では、農業振興地域整備計画により指定された「農用区域」の令和5年度前期の変更申請を受け付けます。申請をされる方は、申請書（農林水産課備え付け）に必要書類等を添えて、関係機関と協議の上、ご提出ください。

受付期間 5月1日(月)～31日(水)

8:30～17:00（土、日、祝日を除く）

提出・問い合わせ 農林水産課企画係 ☎22-1598

JR 四国

鉄道旅客運賃・料金の改定について

5月20日(土)に運賃改定を実施します。それに伴い普通運賃・定期運賃・特急料金などが改定（値上げ）になります。

5月19日(金)までにお買い求めたきっぷ(乗車券・特急券)・定期券などは改定前の運賃・料金となり、改定後も有効期間までご利用できます。

詳しくは、JR四国のウェブサイト（2次元コード参照）をご覧ください。お問い合わせください。



乗車券や定期券も チケットアプリ「スマえき」で！

JR四国では、令和4年11月にチケットアプリ「しこくスマートえきちゃん」(＝スマえき)を公開し「いつでも・どこでも」、「キャッシュレス」できっぷが買える、「きっぷ画面提示」で列車に乗れるサービスを開始しています。4月1日ご利用分から、現在発売中のトクトクきっぷに加え、ご利用頻度の高い「普通乗車券」や「自由席特急券」、「定期乗車券（通学定期乗車券を含む）」も販売対象券種に追加し、JR四国管内（児島駅を除く）任意の区間にご利用いただくことが可能となります。JR四国をご利用の際は、便利な「スマえき」をぜひご利用ください！

詳しくは、「しこくスマートえきちゃん」専用ホームページをご覧ください。

<https://www.jr-eki.com/smart-eki/>



問い合わせ
JR四国電話案内センター ☎0570-00-4592